

運営上の重要事項の決定

2 運営上の重要事項の決定

基本的に一度「社員」となると、
「社員」間で意見が割れたとしても、
一方的に、社員の地位を奪うことはできない。



モデル定款 16 条に脱退事由に追加することは？

2 運営上の重要事項の決定

第8条 社員法人間の取引

→税理士法48条の21が準用する
会社法595条

役員報酬の決定方法もこの条項が根拠

2 運営上の重要事項の決定

(利益相反取引の制限)

会社法第595条 業務を執行する社員は、次に掲げる場合には、当該取引について当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 業務を執行する社員が自己又は第三者のために持分会社と取引をしようとするとき。

二 持分会社が業務を執行する社員の債務を保証することその他社員でない者との間において持分会社と当該社員との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第108条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。

2 運営上の重要事項の決定

定款記載例①

第1条 (役員) (代表取締役)
取締役は、代表取締役1名、取締役2名以上とする。代表取締役は、取締役会において、専ら取締役として職務を執行し、専ら取締役として職務を執行することとする。

第2条 (役員) (取締役)
取締役は、取締役会において職務を執行する。

第3条 (役員) (代表取締役)
代表取締役は、取締役会において専ら取締役として職務を執行し、専ら取締役として職務を執行することとする。

38

2 運営上の重要事項の決定

定款記載例②

第1条 (役員) (代表取締役)
取締役は、代表取締役1名、取締役2名以上とする。代表取締役は、取締役会において、専ら取締役として職務を執行し、専ら取締役として職務を執行することとする。

第2条 (役員) (取締役)
取締役は、取締役会において専ら取締役として職務を執行し、専ら取締役として職務を執行することとする。

39